

放課後児童クラブの費用について

協力金の負担

- ・長岡京市放課後児童クラブ保護者協力金負担基準表に基づき、決定します。協力金は1か月を単位としています。月の途中に入、退会する場合も1か月分の協力金をご負担いただきます。

長岡京市放課後児童クラブ保護者協力金負担基準表（平成28年度）

（単位：円）

等級	算定の基準	月負担額
1	生活保護世帯	0円
2	市民税非課税世帯	740円
3	前年度の市民税が均等割のみの課税世帯	1,500円
4	前年度の所得割額が10,000円以下の課税世帯	4,000円
5	前年度の所得割額が10,001円以上、50,000円以下の課税世帯	5,000円
6	前年度の所得割額が50,001円以上の課税世帯	7,000円

- ・兄弟姉妹の児童が同時に2人以上入会する場合は、2人目からは半額となります。
- ・平成24年度の市民税扶養控除（16歳未満の年少扶養控除・16歳以上19歳未満の特定扶養控除）廃止に伴う税額の変動を可能な限り生じさせないように、扶養控除があると想定して協力金の算定を行います。

・納入方法

年1回、4月中旬に納付書を送付しますので、次の金融機関等で納入してください。

◎京都銀行、◎みずほ銀行、◎三菱東京UFJ銀行、◎りそな銀行、◎関西アーバン銀行、◎京都信用金庫、◎近畿労働金庫、◎京都中央農協、◎ゆうちょ銀行（近畿2府4県）、三井住友銀行、池田泉州銀行、三井住友信託銀行、京滋信用組合

◎印の金融機関では口座振替で納付ができます。手続きに必要な書類は、市役所税務課、市内金融機関に設置しております。

・納入期限

各月の負担金は、指定期限までに納入してください。指定期限が土・日曜日、祝日、年末年始（12月29日～1月3日を含む）の場合は、翌月となります。

・協力金の未納

協力金に未納がある場合、文書電話等による納付催告を行います。納付催告にもかかわらず、正当な理由がなく未納が続く場合は退会していただくことになります。

・おやつ代

入会児童1人につき、月額1,800円～2,000円程度。クラブごとに金額を決めていますので、詳しくは各クラブにお問い合わせください。

・スポーツ安全保険

クラブでのケガや事故に備え、入会に当たり、スポーツ安全保険に加入願います。加入手続きはクラブで行いますので、保険料をクラブに提出してください。

保険料及び補償額

保険料 (年額)	傷害保険金額				賠償責任 保険支払 限度額	共済見舞金
	死亡	後遺障害	入院(日額)	通院(日額)		
800円	2,000万円	3,000万円 (最高)	4,000円	1,500円	身体・財物 賠償合算1 事故5億円 ただし身体 賠償は1人 1億円	急性心不全、 脳内出血等 の突然死 180万円